

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 疋田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 風間 慎一

COOLBIZ



7月の税務・労務

5月決算法人の確定申告	
11月決算法人の中間申告	7月中の
2,8,11月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額 400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	7月10日(月)
6月分納期限	
社会保険料・子ども子育て拠	7月31日(月)
出金(6月分)納付期限	

7月の行事・業務案内

- 2(日) 半夏生
- 4(火) アメリカ独立記念日
- 7(金) セタ 小暑
- 11(火) 世界人口デー
- 14(金) フランス革命記念日
- 15(土) 勤労青少年の日
- 17(月) 海の日
- 19(水) 土用
- 23(日) 大暑
- 25(火) 土用の丑



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17
 第5松葉ビル3階

Tel: 072(805)5252 FAX: 072(805)5253

Eメール: info@kskjjp チャットワークID: hikita

【株式会社京阪総合会計事務所】

記帳代行・給与事務・経営コンサルタント 他

(提携・取次先)

(生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他

(損保)ユニテッド・インシュアランス(株) 他

(ビジネスソフト)ミロク情報サービス、弥生会計

(不動産)福屋不動産販売 他

今号の紙面

- 事業主負担が拡大。従業員の外注化にはリスクも
- 7月の事務こよみ ○ 藤井四段の快進撃・・・未成年者の税金は？

Q&A 離婚で別居中の子どもの扶養控除は？ ○ 相続対策シリーズ③「贈与はいつ成立するか？」

事業者の負担拡大がとまらない

源泉、厚生年金、特別徴収、個人情報保護・・・

事業主負担を軽減するために従業員を外注化！
 しかし、偽装請負と判断されると大きなしつぺ返しのリスクが



厚生年金や個人住民税の特別徴収事務は、従来、行政判断で小規模な零細法人、零細個人事業主には、事務負担を考え、強い指導はしていませんでした。しかし、安倍内閣の強い指導の下、業務指導が厳しくなっています。

厚生労働省は平成26年から法人登記から厚生年金の事業所調査を開始し、適用事業所の数を倍増させました。その後、税務署に提出された源泉徴収関係のデータを利用して、常時5人以上の従業員がいる個人事業主への強制適用事業所探しを行っています。

総務省は全自治体に、住民税の特別徴収の適用事業所の拡大を指示し、事業規模にかかわらず全事業所を対象に拡大しています。同時にマイナンバーを記載して全事業所に送付

従業員の個人事業主化にリスクが潜みます

し、マイナンバーを管理するように指示しています。

この負担を軽減するため、一部に従業員を個人事業主化して外注契約に変更するケースがみられます。従業員でなければ社会保険や消費税負担が軽減できるため行われるのですが、これに対して偽装請負とされる場合があります。実質的に従業員と同等の扱いをしているにもかかわらず、外注扱いするということは労働法、健康保険法、厚生年金保険法などのほか、所得税法違反が問われる可能性がありますので注意が必要です。

アベノミクスの恩恵が届かないけれど、多くの負担が増えております。経営に係る負担とリスクを改めて見直してください。

退任のごあいさつ 松谷正俊 3面

7月の事務ぐよみ

● 平成29年度個人住民税の特別徴収事務の確認

特別徴収個人住民税の第1回目（6月分）の納付期限は7月10日です。

Q&A 特別徴収年度の途中で退職する人が出た場合？

答 退職があった場合は「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し市区町村に提出します。

従業員が退職した場合、残期間分の住民税は、特別徴収から普通徴収に切り替わるのが原則です。

しかし、未徴収税額を、未支給の給与や退職金から一括徴収する場合があります。

また、再就職先で特別徴収を継続したい場合は、異動届出書を再就職先に回付することで引き続き特別徴収が行えます。

● 納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収税額の納付

所得税の源泉徴収税額の納付について、従業員数が10人未満で、納期の特例の承認を受けている事業所は、1月～6月に支払った給与と退職金などから徴収した源泉徴収税額を7月10日までに納付します。

● 固定資産税・都市計画税の第2期分の納付

7月は地方税法に定められた固定資産税等の第2期分の納付時期です。一括で前納していない場合は納税通知書を確認して納付しましょう。

● 賞与支給に伴う健保・厚年保険料の納付

6月に賞与を支給し、年金事務所等に「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を提出した場合は、7月の納入告知書に、賞与に係る負担分も加算されています。

● 健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

被保険者報酬月額算定基礎届の提出期間は、7月10日までとなっています。提出対象者は、原則として7月1日現在の被保険者全員の4月～6月に支払った賃金です。

● 労働保険の年度更新の締め切り

7月10日は労働保険概算・確定保険料申告書及び石綿健康被害救済法一般拠出金申告書の提出・納付（いわゆる年度更新手続き）の締切日です。手続きが遅れると追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）が課されることがあります。



労働保険料の延納（分割納付）期限は今年度は次のとおりです。

第1期（4～7月分）	7月10日
第2期（8～11月分）	10月31日
第3期（12～3月分）	翌年1月31日

● 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で4日未満の休業をした場合は、3ヵ月ごとにまとめて労働基準監督書に報告します。4月～6月の報告期限は7月31日です。

なお、休業が4日以上又は死亡事故が発生した場合は、そのつど報告する義務があります。

● 高齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出

毎年6月1日現在の高齢者、障害者の雇用状況（役員・兼務役員を除く）を報告します。

● 協会けんぽの被扶養者資格の再確認

6月上旬より、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されています。「平成29年度健康保険被扶養者状況リスト」が届いた事業所は、被扶養者の資格を確認し、7月31日までに提出してください。

未成年で賞金獲得！税金は？



中学生棋士藤井聡太四段の快進撃は、大きな話題になりました。また、オリンピックなどで未成年のメダリストが活躍し、国から報奨金やテレビ出演料をもらっています。しかし、未成年者といえども税金や社会保険の適用は大人と同じです。もし、子どもさんやお孫さんが注目される立場になったら・

獲得賞金や収入の税金は？

税法には年齢によって区分される定めはありません。オリンピックなどのメダリストが国から受け取る報奨金は法律で非課税と定められている程度です。

営利を目的としないアマチュアが、たまたま参加した大会で獲得した賞金は一時所得となります。テレビ出演などの報酬は雑所得となります。

藤井四段は未成年とはいえ営利を目的とするプロである以上、事業所得になります。賞金も含めて将棋にまつわる収入はすべて事業所得になります。

税務手続きは？

プロ棋士として登録された時点で、開業届けとともに青色申告の申請を出します。

本人の税金以外にも影響が出ます。

親御さんの控除対象扶養親族から外れますので勤務先には扶養控除等異動申告書を提出して修正する必要があります。

健康保険も収入が130万円を超えるので健康保険の扶養家族から外れる上に、本人が国民健康保険に加入する必要があります。

また、売上が1000万円を超える場合は、その2年後から消費税の申告が必要となります。

税務対策で会社をつくるか？

売上が高額になると保護者がマネジメント会社を作ることで費用をつくり節税することもできます。

ここで留意すべきは、マネジメント会社が雇用したタレントをテレビ出演等させる場合、未成年者雇用にかかる条件に注意すべきです。

原則として満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者の雇用は原則として禁止されています。例外として、満13歳以上は非工業的で有害でなく軽易な労働は認められています。また13歳未満でも映画や演劇の子役などは雇用可能です。

また、満15歳から15歳になつて最初の3月31日ま

退任のごあいさつ

松谷 正俊

私儀、六月三十日をもって税理士法人京阪総合会計事務所を退職するとともに、同日をもって三十四年間にわたる税理士業務を廃業いたしました。顧問先の皆様には長らくお付き合いをいただき、厚く感謝いたします。

在職中は、精一杯頑張ってきたつもりですが、勉強不足からご迷惑をおかけしたかもしれません。ご容赦ください。

私の退職後も足田所長税理士ほか二名の税理士と十名のスタッフで皆様のご要望に応じるべく頑張っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

では20時以降、18歳未満は22時以降の就業は禁止されています。

労働基準法との関係を注意してください。

なお、現在、藤井四段は個人事業主なので労働基準法の保護は働きませんので、対局が長時間になつて深夜にかかっても、労働基準法に触れることはありません。



相続対策を考えるシリーズ③

贈与はいつ成立する？

贈与はしたけど、税務署が認めてくれない・・・相続対策のために孫名義の預金に入金したけど相続財産に認定されてしまったというケースが聞かれます。

財産の名義が別人でも、実質的に被相続人が管理していると判断された場合、相続財産と認定される場合があります。

問題は当該名義財産の帰属が誰であるのかを明確にする必要があります。

贈与とは、贈与をする側と受ける側の両者の意思の一致により成立します。意思の一致を証明する書類は贈与契約書ですが、

預金の場合は、通帳と印鑑が受贈者のものにあること。ネットバンクの場合は、受贈者が管理している口座であることなど。不動産については名義変更手続きを行うことなどがあります。

民法第549条

贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

民法第550条

書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。

ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

(判例では)

過去に、公正証書で贈与契約書だけを作って、時効が成立してから名義を変更して、税逃れを計画したケースがありました。したが裁判で納税者が負けました。

理由は①時効成立まで名義変更しなかった合理的理由がない、②公正証書の作成が租税回避以外に必要性がない、③公正証書は実態を伴わない形式的なものであると判断されたからでした。

このように契約と実態が一致しなければ贈与は成立しないという考え方が、

契約書がなくても口頭契約と引き渡しがセットになれば贈与は成立します。贈与税の申告をしているから贈与が存在する理由にはなりません。実態のない贈与税申告では贈与税は払い損となりかねません

Q&A
コーナー

離婚・別居後で養育費を送っている子の扶養控除は？



離婚して相手が引き取った子の養育費を送金しています。この子を所得税の扶養控除の対象にできますか？

生計を一にしていれば可能性はあります。

控除対象扶養親族の判定基準は、生計を一にしているかどうかで判断とされます。「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうのではなく、勤務、就学、療養等の都合で他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、これらの親族は生計を一にするものとして取り扱っているところです。

離婚に伴う養育費の支払の場合「常に生活費等の送金が行われている場合」に当たるか否かが目安となります。

養育費の支払が一時金として支払われる場合は、この基準に当てはまらないと考えられる場合もありますので注意が必要です。

一時金で信託契約を行い、常に生活費等の送金が行われている場合も、これに該当するとされています。ただし、信託収益は子の所得となり、信託収益を含めて子の所得金額の判定が必要となります。

また、同居する一方の親の扶養控除の対象にしないかの判定確認を、毎年12月31日の現況で行う必要がありますので留意してください。重複適用はできませんので注意してください。